

事務の実施状況について（平成 21 年度）

平成 22 年 3 月

内 閣 府

1 趣旨

北海道に移譲された事務に関して、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づきフォローアップを行った。

2 フォローアップ結果の概況

国から北海道に移譲された事務については、今年度新たに移譲された水道法に係る水道事業等の認可等に関する事務も含め、北海道において適切に実施されている。また、これまで北海道が実施していた事務と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組も行われており、広域行政の推進が着実に進展しているところである。

なお、個々の移譲事務の実施状況については別添のとおり。

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成22年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	調理師養成施設の指定に関する事務（法第14条関係） (平成19年 4月)																
(2) 所管省庁	厚生労働省																
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	<p>調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。</p> <p>関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。</p>																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部保健医療局健康安全室</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">平成19年度</th> <th style="width: 15%;">平成20年度</th> <th style="width: 10%;">平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の指定</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>内容変更の承認</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>名称等の変更等の届出</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度実績は、1月31日現在の実績数</p> <p>-----</p> <p>※ 道内で15施設運営されているが、施設の新規開設や内容変更等は年に3～4件程度である。</p>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	施設の指定	1	1	—	内容変更の承認	—	2	1	名称等の変更等の届出	4	3	—
	平成19年度	平成20年度	平成21年度														
施設の指定	1	1	—														
内容変更の承認	—	2	1														
名称等の変更等の届出	4	3	—														
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>施設の新規開設の案件については、調理師資格者の水準確保や適切な育成が行われるよう申請者への指導や助言を行っている。</p>																
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>調理師養成施設の指定等に関する事務については、関係法令並びに厚生労働省本省及び北海道厚生局の取扱いに基づき、道の調理師養成施設指定等業務マニュアル及び養成施設等指導調査要領を作成し、調理師資格者の水準を確保するため、適切な育成が行われるよう事務を執行している。</p>																
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	<p>移譲した事務については、適切な指導や助言が行われていると考えられ、引き続き、円滑な実施に努めていただきたい。</p>																

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成22年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法第11条、第12条、第15条関係） (平成19年 4月)												
(2) 所管省庁	厚生労働省												
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。												
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部子ども未来推進局 保健福祉部福祉局福祉援護課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 12.5%;">平成19年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成20年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定内容の変更の届出</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生活保護法第50条の2関係</td> <td>—</td> <td>2 (名称変更)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>※ 国等による医療機関等の新規開設実績がなく、また、既存の13医療機関についても、指定内容等の変更が生じる事案は少ない。</p>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	指定内容の変更の届出	0	2	0	生活保護法第50条の2関係	—	2 (名称変更)	—
	平成19年度	平成20年度	平成21年度										
指定内容の変更の届出	0	2	0										
生活保護法第50条の2関係	—	2 (名称変更)	—										
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	申請者にとってより身近な道の保健所（福祉事務所）を經由し、道が事務を取り扱うことにより、意思疎通が円滑になることから申請者の利便性の向上が図られる。												
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。												
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	今年度においては、委譲事務の執行について、実績がなかったところであるが、引き続き事務の円滑な実施に努めていただきたい。												

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成22年 1月31日時点)

<p>(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)</p>	<p>鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可に関する事務 (平成19年4月)</p>								
<p>(2) 所管省庁</p>	<p>環境省</p>								
<p>(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）</p>	<p>知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られる。</p>								
<p>(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか</p>	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 環境生活部環境局自然環境課 出先機関 各支庁地域振興部環境生活課 (知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の支庁の管轄区域にわたるものにあつては本庁で許可し、それ以外のものにあつては各支庁で許可している。このことから、麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。)</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" data-bbox="507 1070 1449 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻醉薬使用許可</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 学術研究を目的に麻醉薬を使用して鳥獣を捕獲（不動化）する事例が減少したものと推測される。 (麻醉薬を使用した猟法は、ほとんどが学術研究若しくは街中での捕獲に使用されるものであり、もともと件数は多くない)</p> <p><参考> 16年度：8件、17年度：3件、18年度：3件、19年度：2件、20年度：3件</p>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	麻醉薬使用許可	2	3	5
	平成19年度	平成20年度	平成21年度						
麻醉薬使用許可	2	3	5						
<p>(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか</p>	<p>麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。 また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が2週間以内（道本庁処理の場合2週間、各支庁処理の場合1週間）となり、処理期間の短縮が図られている。 なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。</p>								
<p>(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出</p>	<p>引継ぎ後の事務執行については特に混乱なく行われている。</p>								
<p>(7) 所管省庁による評価、課題の抽出</p>	<p>当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切に事務処理が実施されている。</p>								

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成22年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務（法第13条関係） (平成19年 4月)																								
(2) 所管省庁	経済産業省																								
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行うことができる範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。																								
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部商工局商工金融課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">平成19年度</th> <th style="width: 15%;">平成20年度</th> <th style="width: 10%;">平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td> 地区</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 議員総会に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td> 経理に関する事項</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td> 常議員会に関する事項</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	定款変更の認可	12	1	3	地区	3	—	—	議員総会に関する事項	5	1	2	経理に関する事項	3	—	1	常議員会に関する事項	1	—	—
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																						
定款変更の認可	12	1	3																						
地区	3	—	—																						
議員総会に関する事項	5	1	2																						
経理に関する事項	3	—	1																						
常議員会に関する事項	1	—	—																						
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道に許認可権限が移譲されたことにより、従来国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。																								
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行については特に混乱なく行われている。																								
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲された事務については特に混乱なく執行されており、引き続き、事業の円滑な実施に努めていただきたい。																								

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成22年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の收容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止(平成20年12月)
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室 総務部行政改革局
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) 平成21年4月1日に入学定員及び收容定員を変更した学則を施行。 ※ 平成21年度においては、入学定員を105名から110名に、收容定員を605名から615名に変更。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な收容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待できる。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	今後長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待できる。 また、收容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	今後、長期的に効果を検証する必要がある。 道州制特別区域の特定広域団体として、より実効性のある医師の確保・適正配置策を実施するとともに、收容定員に係る設置基準に反しないことはもとより、教育研究環境の維持向上に努めることは当然に必要と考える。

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票

(平成22年 1月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 (平成21年 4月)										
(2) 所管省庁	厚生労働省										
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務を、事業者身近な道がすべて実施することにより、これら事業の認可等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細かな監督が可能となる。										
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 本庁 環境生活部環境局環境保全課 出先機関 各保健福祉事務所生活衛生課 (移譲事務の関係書類は、道へ移管された23の水道事業者等のうち、札幌市、小樽市、函館市、旭川市については本庁に直接、その他の水道事業者等については保健福祉事務所を経由して本庁に提出される。)</p> <p>②過去の実績等 (処理件数、事業費等) 平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可、届出 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">認可、届出</th> <th style="text-align: center;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項等)</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業変更に係る届出(法第10条第3項等)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給水開始前の届出(法第13条第1項等)</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金の変更に係る届出(法第14条第5項)</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査(法第39条第1項) 23件(旧大臣認可の全水道事業者等) 	認可、届出	件数	記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項等)	7	事業変更に係る届出(法第10条第3項等)	1	給水開始前の届出(法第13条第1項等)	6	料金の変更に係る届出(法第14条第5項)	2
認可、届出	件数										
記載事項の変更に係る届出(法第7条第3項等)	7										
事業変更に係る届出(法第10条第3項等)	1										
給水開始前の届出(法第13条第1項等)	6										
料金の変更に係る届出(法第14条第5項)	2										
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請、届出の提出先が、厚労省(本省)から道(本庁・保健福祉事務所)となり、その協議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。 ・水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、迅速できめ細やかな対応が可能となった。 ・水道事故などの緊急時において、情報収集や水道事業者等に対する指示などの対応が向上した。 										
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行については、特に混乱無く行われている。										
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	移譲した事務については、適切な指導や助言が行われているものと考えられ、引き続き、事務の円滑な実施に努めていただきたい。なお、全国的に考えなければいけない課題等については、道庁と適切に連携をはかって参りたい。										